行政事例No.(2)-51 【失敗事例】

事例項目		市税還付加算金の未払いについて
事例発生日等		平成25(2013)年9月
担当課		総務部 納税課
事例概要	発生までの 経過	市税の過誤納金を還付又は充当するときには、その遅延期間に応じて、 還付加算金(過誤納金に付される利子)を過誤納金に加算して還付又は充 当する。 事務担当者を変更した際、業務を引き継いだ職員が改めて法令等を確認 する中で、一部の納税者に対し法令の適用を誤っていたことが判明し、還 付加算金の一部未払が発生していた。
	当時の対応	①還付加算金は地方税法に基づき算定されるため、改めて納税課管理グループ内で法令の解釈、確認作業を行った。 確認作業により、一部の納税者に対し還付加算金の計算期間の始期を誤って計算し、本来より少なく算定していたため、加算金の一部未払いが発生していることが判明した。
		②地方税法の時効の定めに従い、過去5年間に遡り、還付対象者データと 関係資料を基に還付加算金の未払いが発生している対象者の抽出を行っ た。
		③抽出作業により判明した対象者の加算金を、本来の正しい期間により再計算し、還付加算金の算定を行った。
		④平成25(2013)年9月26日、判明した対象者から順次還付作業を開始した。対象者には、還付(充当)通知書にお詫び文を同封し、送付した。【資料(2)-51-2】
		④10月11日、各報道機関に報道資料の提供を行い、翌日新聞報道された。【資料(2)-51-3】
		【未払対象者及び金額】 〇市·府民税 701件 2,994,700円 〇固定資産税 43件 76,100円 〇軽自動車税 4件 4,400円
発生原因		還付加算金の額を計算する際に、その計算の始期について、「納付があった日の翌日」から計算すべきところを、「更正の通知がされた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日」として算定していたもので、地方税法の解釈を誤ったまま事務継承されてきたため。
再発防止対策		還付業務を行う際には関係法令等の確認を徹底し、正しい法解釈による 還付処理を図る。 また、誤った事務継承が起こらないよう還付事務取扱手順書等を作成し、 担当職員が共通の認識で業務が遂行できるよう努める。
添付資料		【資料(2)-51-1】…還付加算金の未払いに関するお詫びと還付について いて 【資料(2)-51-2】…還付加算金についてのお詫びと充当について 【資料(2)-51-3】…報道提供資料